

委託業務受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式で実施しますので、次のとおり公募します。

令和7年3月31日

京都市長 松井孝治

## 新京野菜の生産・育成拡大業務に関する受託候補者応募要領

### 1 委託業務

新京野菜の生産・育成拡大業務

### 2 業務の目的

京都市では、大学や生産者との連携により、新しい品種の野菜「新京野菜」を開発し、それらの生産・販路拡大に取り組んできたところである。

本業務においては、新京野菜6品目について、種子・苗を生産するとともに、更なる生産・販路拡大に向けた取組の充実を図ることを目的としている。

### 3 委託業務内容

別紙仕様書のとおり

### 4 委託金額の上限

金2,550,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 5 応募資格

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 応募申請書等の提出の日から受託候補者選定結果の通知の日までにおいて、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (2) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (4) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者が所属する組織等でないこと。

## 6 応募方法

### (1) 提出書類

ア 応募申請書（様式1）及び類似業務実績一覧（様式2）

なお、応募申請書（様式1）は原本1部、類似業務実績一覧（様式2）は原本1部、複写5部を提出すること。

イ 企画提案書（任意様式）

「新京野菜の生産・育成拡大業務仕様書」の内容に基づき作成要領を参考に作成し、紙文書で原本1部（使用印鑑を押印したもの）、副本5部（提案者が類推できる表現及び押印がないもの）を提出すること。

ウ 見積書（消費税は内書きで記載）

受託業務実施に当たっての見積書（積算根拠が分かるように記載したもの）紙文書で原本1部（使用印鑑を押印したもの）、副本5部（提案者が類推できる表現及び押印がないもの）を提出すること。

エ 応募資格を満たすことを証明する書類\*

（登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）、印鑑証明書、納税証明書（国税及び地方税）及び使用印鑑届（いずれもコピー不可）、誓約書（様式3））

※京都市競争入札参加有資格者名簿未登録者のみ提出

### (2) 受付期間

ア 令和7年3月31日（月）から同年4月14日（月）までの平日午前9時から午後5時までとする。

イ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更は受け付けない。

### (3) 提出方法等

下記12の担当まで持参又は郵送により提出すること。

ただし、郵送の場合は、令和7年4月14日（月）午後5時必着とする。

### (4) その他

ア 提出書類は理由のいかんに関わらず返却しない。

イ 選定された提案は、本市との協議により、修正又は変更を行う場合がある。

## 7 受託候補者の選定方法

(1) 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は、失格とする。

(2) 提案内容が仕様書を満たしていない場合は失格とする。

(3) 応募者から提出された企画提案書、類似業務実績一覧（様式2）及び見積書については、「新京野菜の生産・育成拡大業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、「新京野菜の生産・育成拡大業務に関する受託候補者選定審査基準」に基づき項目別に評価し、評価点の合計が60点以上の者のうち、最も高い合計点を得た者を受託候補者として選定する。

なお、応募者が1社であった場合でも、プロポーザルが成立することとし、評価点の合計が60点以上であり、かつ、受託候補者として適切と判断された場合は、受託候補者として選定する。

- (4) 選定委員会における審査の結果、選定した受託候補者の名称及び評価点を京都市のホームページで公表する。

なお、選定手続が完了する前は、提案者数や提案者名など選定に係る情報について公表しない。

## 8 委託契約の締結

### (1) 契約金額

提案書類提出時の見積書に記載された金額を上限として契約に関する協議を行い、契約金額を決定する。

### (2) 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

### (3) 契約の締結等

- ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ、契約を行う。
- イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。
- ウ 受託候補者となった者が前項の手続きを行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。

## 9 質疑

応募方法や委託業務の仕様内容等について質疑がある場合は、質疑書（任意様式）を持参又は電子メール若しくはFAXにより提出すること。口頭による質疑は受け付けない。ただし、本市が軽微な質問と判断した場合についてはこの限りでない。

なお、FAXの場合は必ず電話での着信確認を行うこと。

### (1) 提出先

下記12の担当まで

### (2) 提出期間

令和7年3月31日（月）から同年4月4日（金）までの平日午前9時から午後5時までとする。

### (3) 回答方法

質疑に対する回答は、令和7年4月10日（木）午後5時までに京都市情報館に公開することによって行う。

## 10 注意事項

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 失格となる応募申請書及び提案書

応募申請書及び提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) その他

- ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- イ 提出された提案書は、受託候補者の選定以外には、応募者に無断で使用しない。  
ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- ウ 提出された書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- エ 本事業に持ち込まれたビジネスプランや技術、議論から生み出されたアイデア・関係資料をはじめ、成果物に関する著作権・所有権・知的財産権等については、基本的にはビジネスプランやアイデアの発案者もしくは連携事業者等に帰属するものとする。

**1 1 その他**

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

**1 2 担当**

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室（担当：松浦、落合）

TEL 075-222-3351

FAX 075-221-1253

E-mail [norinkikaku@city.kyoto.lg.jp](mailto:norinkikaku@city.kyoto.lg.jp)

(様式1)

## 応 募 申 請 書

年 月 日

(宛先)  
京 都 市 長

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

下記の件に係る公募について応募申請します。  
なお、応募資格の基準を全て満たしていること及び提出した書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 件 名 新京野菜の生産・育成拡大業務
- 2 添付書類
  - ・類似業務実績一覧（様式2）
  - ・企画提案書（任意様式）
  - ・見積書
  - ・応募資格を満たすことを証明する書類※  
※京都市競争入札参加有資格者名簿未登録者のみ
- 3 連絡先 担当部署名  
担 当 者  
電 話 番 号  
E - mail

(様式2)

年 月 日

類似業務実績一覧

委託機関名	業務の名称	業務の概要（実施年度）

※行が不足する場合は、適宜様式に行を追加してください。

(様式3)

## 誓 約 書

(宛先)	年 月 日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所 の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表 者名）  電話 ー

暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。 誓約者並びに京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号 ウに規定する使用人が、同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約し ます。				
誓 約 者 並 び に そ の 役 員 及 び 使 用 人 の 名 簿				
役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性 別

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ  
次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員  
及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難で  
あると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号におい  
て同じ。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規  
定する使用人